

亀山市告示第57号

次の臨時運行許可番号標は失効したので、亀山市自動車臨時運行許可業務取扱規則第4条第2項の規定により告示する。

令和4年3月17日

亀山市長 櫻井 義之

臨時運行許可番号標番号	失効年月日
三重78-50 亀山	令和4年3月11日